

令和5年9月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和5年9月27日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
  - 議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
  - 議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について
  - 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
  - 議案第56号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第57号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第58号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第60号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第61号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
  - 認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について
  - 認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について
  - 請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願
  - 請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願
  - 陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

(日程追加)

日程第2 議案第62号 工事請負契約の締結について

(日程追加)

日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
教	育	長岡本竜生
企	画	部長木村忠好
総	務	部長杉浦崇臣
財	務	グループリーダー清水健
市	民	部長岡島正明
市	民	窓口グループリーダー芝田啓二
経	済	環境グループリーダー島口靖
税	務	グループリーダー西口尚志
福	祉	部長磯村和志
地	域	福祉グループリーダー東條光穂

介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都市政策部長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 洋 己
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
会計管理者	桑 原 希代子
監査委員事務局長	加 藤 直
代表監査委員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、9月21日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月21日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第62号 工事請負契約の締結についてが追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

また、議員提案いたします意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負

担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員会委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第62号及び意見案第1号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

それでは、総務建設委員長、岡田公作議員。

〔総務建設委員長 岡田公作 登壇〕

○総務建設委員長（岡田公作） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和5年9月20日水曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案7件、請願1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より、老人憩の家の解体事業で限度額が設定されているが、不調を考慮した金額設定なのかとの問いに、不調等は今のところ昨年度も見られていないので大丈夫と思っていると答弁。

議案第56号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第57号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第58号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第60号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第61号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願については、請願代表者の意見陳述後に、委員より、医療費無料化の拡大を実現するには継続的に財源の確保をしていかなければならず、現段階では厳しいと考えるため反対。

他の委員より、国のほうも子供の権利等に力を入れていく形が出ており、今回は2,600名余りの請願者の署名もあるので賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第49号、第55号から第58号、第60号、第61号は挙手全員により原案可決、請願第3号は挙手少数により不採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び請願に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和5年9月21日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員の出席の下、付託されました議案5件、請願1件、陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、委員より、条例の改正、運用に関して対応が変化するものはあるのかとの問いに、対応が変わるものはないと答弁。

議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、高浜北部老人憩の家を利用していた人は何人か、全ての人が移ったのかとの問いに、主に利用されていたのは春日いきいきクラブの方で、令和2年度が年間で延べ609人、令和3年度が599人利用、令和4年度から公共施設の春日庵に移転をし、活動を継続していると答弁。

議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について、委員より、申入書を元市長が市に対して提出している。この内容についてどのような理由で損害賠償に至ったのかとの問いに、5年間サックユウした課税額を納付したが、そのことについて検討を求める申入書を提出されたと答弁。

(後述訂正あり)

同じ委員より、非課税とすることができない土地を非課税とする契約を締結する行為、その行為自体が違法であり無効ではないのかとの問いに、土地貸借契約書の内容にそごが出ていることに対して、土地所有者が負ったものを損害賠償という形で支払う。契約内容に基づいてそのことを行っていると答弁。

議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第5回)について、委員より、いきいき広場クッキングスタジオの電気温水器設置工事について、なぜこの補正で出てきたのかとの問いに、ボイラーが以前から調子が悪く、部品交換などで対応していたが、5月頃完全に動かなくなったためと答弁。

同じ委員より、美術館・図書館管理運営事業の委託料、多目的トイレについて、かわら美術館のほうでいいのか、いつやるのかとの問いに、本館で行う工事に係る委託料、期間は来年3月下旬までを予定していると答弁。

ほかの委員より、高浜北部老人憩の家解体費が約660万円計上されている。計算すると1坪当たりおよそ28万円ぐらいだが、一般の木造の建物の解体費は3万円から5万円くらいと言われている。その差の理由はとの問いに、憩の家が付随する駐輪場、構造物の解体、重機の出入りのための樹木の伐採、コンクリートの通路や縁石の除去費、整地費に加えて物価の上昇や人件費の高騰も影響していると答弁。

議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)については、質疑はございませんでした。

請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、委員より、当市において各学校が自校式において温かくおいしい給食を提供している。そのことを考えると妥当な金額ではないか。家計が厳しい、生活が困窮している、そういった家庭には就学援助等ほかの方法によって支援をすべきであり、給食費を一括に無料にするということには当たらないと考えるため反対との意見。

他の委員より、財政が厳しい中、無理に無料化を進めると中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性を心配する声があったが、刈谷市のように時限的に無償化を実施することも一つの方法ではないかと考える。物価高騰、ガソリン代の高騰に苦しんでいる中、4月からの学校給食費の値上がりと子育て世帯には追い打ちをかける状況となっているため賛成との意見がありました。

陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善は必要不可欠と考える。また、教

育の機会均等と一定水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担率2分の1の復元は必要な措置だと考え賛成との意見がありました。

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について、委員より、親の所得にかかわらず子供が安心して学校を選択できるよう、現在の公私格差を是正するため賛成との意見。

他の委員より、高浜市では所得制限があるものの、200万円以下で2万4,000円、200万円から350万円まで1万2,000円の補助金を出している。この補助額は、近隣の西三河の中でも非常に手厚い補助額になっており、ほかにも奨学金支給等の教育活動の推進に力を入れている。高浜市の情勢を踏まえると、これ以上の上乘せは厳しいと考えるため反対との意見。

他の委員より、私立高校を無料化して私立高校に流れてしまい公立高校がなくなってしまうということに対して非常に危惧をしている。大都市のように私立高校が多く子供たちの選択肢の幅が狭いようなところでは、それなりに私立高校への支援が必要かもしれないが、当市においては公立高校が近隣市町で幾つかあり、選択肢もあるため趣旨採択という意見がありました。

陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、私立高校というのはそれぞれ独自の特色があり、学校設備等、教育環境にもやはり差があるものだと思う。全ての子供たちが経済状況にかかわらず平等に教育を受けられるという理想も趣旨も理解できるが、国の財政状況等を考えると趣旨採択という意見。

他の委員より、年収910万円未満の世帯が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には依然として大きな学費負担がある。私学も公教育であり、学費の公私格差是正、教育の公平は重要であり、国の就学支援金制度の拡充は必要であると考え賛成との意見がありました。

陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、広域的な教育機関である高等学校は、国・県が主体となって支援することが責務であり、特色ある教育を進める私立高等学校に対する助成の拡充は、一定の公私間格差については容認すべきところもあるのではないかと考える一方、学びの自由を保障することについては否定するものではない。国の制度の見直しも段階的に進んでおり、今後も私学助成関係の予算については引き続き動向を注視していくべきと考える。趣旨は十分に理解できるため趣旨採択という意見。

他の委員より、愛知県では、高校生の3人に1人は私学で学び、私学は公立高校と同じ公教育の場として大きな役割を担っている。全ての子供が私立をも自由に選択できることは重要であり、そのために授業料助成と入学金助成の拡充を求めることに賛成との意見がありました。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第51号は挙手全員により原案可決、議案第52号、第53号、第55号は挙手多数により原案可

決、議案第59号は举手全員により原案可決、請願第4号は举手少数により不採択、陳情第11号は举手全員により採択、陳情第12号は举手少数により不採択、陳情第13号、第14号は举手多数により趣旨採択。

以上が福祉文教委員会に付託された議案及び請願、陳情に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきまして議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

[福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇]

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ただいま、議案第53号につきまして、元市長より市に対しての申入れ内容について御報告がありました。その中で、課税が5年間の「サッキュウ分」というような発言があったのですが、「サッキュウ」という発言は委員会の中では私、記憶しておりません。5年間遡及ということは部長のほうで申しておりましたが、「サッキュウ」という発言はなかったと思いますので、いかがなんでしょうか、そのあたり。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） すみません、会議録を見て作成したつもりでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 会議録は「遡及」と書かれているんですけども、これ「サッキュウ」ですか、どうなんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午前10時20分休憩

---

午前10時22分再開

○議長（杉浦康憲） 会議を再開します。

今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） 失礼いたしました。

私の読み間違いでございますので、……（録音漏れ）お願いたします。

○議長（杉浦康憲） ではほかに。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、荒川義孝議員。

[決算特別委員長 荒川義孝 登壇]

○決算特別委員長（荒川義孝） おはようございます。

御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第50号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月12日から14日までの3日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、荒川義孝、副委員長には神谷直子委員が選出されました。

委員会記録の署名委員には、神谷直子副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査については、高取小学校、高取児童クラブの2件の視察を行い、証憑書類の審査を午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号、歳出の7款商工費までの質疑を行いました。

3日目は、認定第1号、歳出の8款土木費以降及び議案第50号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を報告申し上げます。

認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定。

一般会計全体について、委員より、総合計画最終年度となる令和4年度の決算はどのように評価しているのかとの問いに、経常収支比率の悪化、実質単年度収支の2億4,000万円余りの赤字、財政健全化比率の4つの指標全てが早期健全化基準を下回るなど、非常に厳しい財政運営となったと考えているが、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受ける中、市内事業者や各家庭への必要な経済的支援の実施、高取小学校の長寿命化改良工事の実施をはじめとした公共施設総合管理計画の進捗など、重点取組事項には必要な財源を確保し、実行できたという答弁でした。

主に歳入1款市税について、委員より、資本金10億円以上の法人への法人税率の税率を引き上げて法人市民税を増やすという考えはなかったのか。また、今後、その考えはとの問いに、現在の法人税制の基本的な方針は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考えの下、法人税の実効税率の引下げを行っている。現時点においては、市内の企業の皆様に納得していただけるような特別な事情というのが見当たらないことにより、資本金等による不均一課税、制限税率の適用を考えていないという答弁でした。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金については、いずれも質疑はありませんでした。

10款地方交付税について、委員より、臨時経済対策費の創設等に伴い、基準財政需要額が基準財政収入額を超過したため普通交付税が交付されたとあるが、決算審査意見書の財政力指数は交付された金額の増加分を含め1.00となっているという認識でよかったかとの問いに、決算は1と

なっているが、実際は0.997で、四捨五入の関係で1と表示をしているとの答弁でした。

11款交通安全対策特別交付金については、質疑はありませんでした。

12款分担金及び負担金について、委員より、都市計画費負担金の内容と、この金額が入った理由はとの問いに、令和5年の3月25日に開通した一般国道247号衣浦大橋左折専用橋の開通に伴い、開通式を開催するに当たり協賛団体からの負担を受けるものとして計上したとの答弁でした。

13款使用料及び手数料について、委員より、清掃手数料4,000万円の内容と手数料が減った要因はとの問いに、市内のスーパーなどで販売している可燃ごみ袋の販売手数料である。減った要因は、ごみの減量を広くPRしている成果と考えているとの答弁でした。

14款国庫支出金について、委員より、児童福祉費補助金が大幅に減額となっているが、その理由はとの問いに、子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金、前年と比較して8億6,000万円ほど減になっていることが主な要因という答弁でした。

15款県支出金については、保健衛生費補助金321.8%の増の理由はとの問いに、高齢者のインフルエンザによる重症化予防、新型コロナウイルスの同時流行を防ぐために、県がインフルエンザ費を負担して補助金として交付する事業を令和4年度限定で実施したことが、対前年度610万円強の増となったとの答弁でした。

16款財産収入について、委員より、基金利子が47.5%の減、土地売払収入の80.1%減の理由はとの問いに、基金利子の減額の理由は利率の低下と財政調整基金、公共施設等整備基金の取崩しに伴い残高の減少によるもの、土地売払収入の減は、令和3年度と件数はそんなに変わらないが、売り払った面積がかなり減少したことによるものとの答弁でした。

17款寄附金について、委員より、ふるさと応援寄附金について、前年度より減収となった要因、分析やそれを踏まえた今後の増収に向けた取組の方向性についてはとの問いに、減収になった要因は、寄附金が多い上位団体はさらに寄附金が伸びている状況で、逆に下位団体は寄附金が減少するという二極化が進んでいる状況が全国的にある。返礼品として多く選ばれるものほど検索サイトの検索の表示が上位に出てより選ばれやすく、逆に下位団体は埋もれてしまっていることから、本市は決して上位ではなく減少のほうに入っており、改善していくためにはやはりPRと新規商品の開発しかないと考えているとの答弁でした。

18款繰入金について、委員より、教育振興・子育て支援基金繰入金の現在の残高はとの問いに、令和4年度末の基金残高が300万円との答弁でした。

19款繰入金については、質疑ありませんでした。

20款諸収入については、委員より、雑入の生活保護費返還金が増となっている要因はとの問いに、昨年度の返還は11件あり、うち1件が障害年金を遡及受給したことにより430万円ほど返還があったためとの答弁でした。

21款市債について、委員より、高取児童クラブ長寿命化改良事業は借入利率が1.000と高いが、

応札者が何社あり、落札金額、落札率1.000となることについての見解はどの問いに、13社指名し7社自体で6社が応札したという結果。借入利率が高い理由は銀行には確認していないが、償還期間が長いものは借入利率が高くなっているのではと考えているとの答弁でした。

次に、歳出について。

1 款議会費については、質疑ありませんでした。

2 款総務費について、委員より、ICT推進事業のマイナポイント申込手続について、令和4年11月から申請専用窓口の開設以降、マイナンバーカードを作成した人数と窓口業務の状況はどの問いに、窓口の開設から令和5年3月31日までの利用が6,660人、令和5年4月から8月末まで利用されたのが3,862人。窓口の状況について、利用人数の推移は、令和5年4月では1,287人、令和5年8月は352人で減少傾向と答弁。

他の委員より、がんばる事業者応援事業費補助金について、11事業者の中で開発された商品で、ふるさと納税の返礼品に採用されたものはどの問いに、ふるさと応援寄附金納税への返礼品登録が条件の一つとなっているので、全ての事業者がふるさと納税に返礼品を登録しているとの答弁でした。

3 款民生費については、委員より、高浜市子ども貧困対策会議内の子ども食堂の運営状況と支援基金の状況はどの問いに、子ども食堂は令和4年に1か所あり、コロナ禍以降はその1か所で弁当の配布を行っている。また、基金の状況は、子ども食堂を奨励するために目的に賛同する個人もしくは企業、団体から寄附金を頂いており、平成28年に設立してから累計で500万円を寄附いただいている。令和4年度は51件、68万1,121円の寄附をいただき、38万9,021円使用しているとの答弁。

他の委員より、子育て推進事業に係る子育て・家庭支援者養成講座開催事業は、昨年よりも90万円ほど増えている理由と、講座を受けられた方がその後市内で就業された人数はどの問いに、委託料が増えた理由は、コロナの影響が和らいだ中で、令和3年度にオンライン授業を行っていたものが実際講師が出向いて行うことになったというのが主な理由。また、子育て支援員の研修の中で、新規受講者5名のうち2名が令和5年、新たに事業に従事しているとの答弁でした。

4 款衛生費については、委員より、がんの検診推進事業に係る子宮頸がん、乳がん検診受診率と本市の見解はどの問いに、子宮がん検診及び乳がん検診の受診率は、どちらも全国的に受診率が低い状況にあるが、県と比較するとどちらも市の受診率は高い状況にある。対象の方について、検診手帳の交付とクーポン券を配付して検診受診率の向上を図っていることと、無料クーポン券によるがんの検診未受診者の受診勧奨として個別に勧奨はがきをお送りして、少しでも接種率を上げるように努めているとの答弁でした。

5 款労働費については、質疑ありませんでした。

6 款農林水産費について、委員より、明治用水中井筋改修事業について、改修工事がかなり進

んでいる。これによって本市における水害や様々な状況の変化はとの問いに、排水能力について大山緑地の西側の地点では、改修前は排水量毎秒14.3トンぐらい、全線完了すると毎秒35.5トンということのを伺っているとの答弁でした。

7款商工費については、委員より、SDGsプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業に係るクーポン券の発行について、実際に発行された冊数、応募時に記載されたSDGsの取組についてホームページで紹介、また次年度より施策に生かすとしていたが、令和5年度の施策に生かすことができたのかとの問いに、商品券の冊数については、当初発行したのが1万3,000冊で、最終的にお渡ししたのは1万1,683名。取組については昨年度取りまとめ、広報の掲載を行った。今年度、環境基本計画の策定を予定しており、さらに皆様方がSDGsへ取り組まれた内容を活用していきたいとの答弁でした。

8款土木費については、委員より、路面下空洞調査業務委託において、全体的な調査結果と今後の対応はとの問いに、レーダー調査にて空洞の可能性のある異常信号が16か所あり、4か所ボーリングを行った。ボーリングでスコープ調査を行い、3か所で空洞が確認され、1か所は異常なし。3か所のうち1か所は排水構造物の経年劣化による接続箇所損傷が原因であり、残り2か所は土砂の自然圧密による空洞があった。すでに3か所とも修繕は行ったとの答弁でした。

9款消防費については、委員より、消防団活動事業について、昨年度の出動内容とその回数とはとの問いに、参加人数は会議で959人、3大行事で254人、水防関係の台風等の出動で67人、訓練等で延べ373人、火災で延べ227人の消防団員が参加している。合計1,880人の消防団員が年間出動しているとの答弁でした。

10款教育費について、委員より、小学校給食運営事業において、本市は自校式であるが、委託料の体系はとの問いに、給食調理全般に関わる運営を委託しているもので、各校に必要な調理員を配置して安定的な給食運営に努めていくための委託料との答弁。

他の委員より、教職員研修事業について、不登校者数が年々増加してきており、こういった状況において不登校対策に関する研修内容があるのかとの問いに、いじめ、不登校への対策の委託事業があり、各校の実情に応じて研修の講師やカウンセラーを呼んだり、学校ごとに研修を行っているとの答弁でした。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、いずれも質疑ありませんでした。

認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、短期被保険者証発行世帯数、増えた理由、発行している理由はとの問いに、保険証の更新については基本的に2年に1回となり、前回の保険証の発行が令和2年、記載されているのは令和3年度の280世帯、令和2年度の発行件数は397世帯ということで、令和4年度は66世帯の減少ということで、実質的には減少傾向という答弁でした。

認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、令和4年度の総括、課題はとの問いに、準用河川鮫川用地の取得率については総件数が24件で、うち12件が取得済みとなっており、順調に事業のほうは進んでいるとの答弁でした。

認定第4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、敷地借地料としての534万円の計算方式、根拠はとの問いに、もともと固定資産税や都市計画税相当額を基に算定していたが、現在は相手と協議の上で決定しているとの答弁でした。

認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、要介護認定者の障害者控除対象認定書を申請した人数はとの問いに、令和4年度の障害者控除の発行件数は114件との答弁でした。

認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、令和4年度の総括、課題はとの問いに、令和4年度10月から2割負担が新設され、適切に対応できた。今後はマイナ保険証への切替えなどに対応していく必要があるとの答弁でした。

議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定については、委員より、有収率が令和3年度が97.35%、令和4年度が98.07%、高い数字を維持している理由はとの問いに、下水道工事を行う際に水道管の布設替えを行っていること、また8年に一度メーター交換を行う際に漏水調査を行っていることが高い要因ではないかと考えているとの答弁でした。

認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について、委員より、下水道への接続が経済的に困難な方への対応はとの問いに、接続に係る費用の対策として、水洗便所改造融資のあっせん制度を設けている。下水道切替えに発生する費用に対して金融機関から融資を受けていただき、融資に係る利子の部分を市が助成する制度であるとの答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第50号、挙手多数により原案可決、認定第1号、認定第2号、挙手多数により原案認定、認定第3号、認定第4号、挙手全員により原案認定、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、挙手多数により原案認定。

以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で委員長報告を終わります。

〔決算特別委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに一般議案について。

12番、柴口征寛議員。

[12番 柴口征寛 登壇]

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてに関し、日本共産党を代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

国や自治体の給付金等を受け取る銀行口座が別の人のマイナンバーに誤ってひもづけられて登録されるケースが続発し、大問題となっております。市民の多くの方々は、このことに大変不安を感じております。

こうした中、今年20日、マイナンバー法を所管するデジタル庁が、マイナンバー法と個人情報保護法に基づき、政府の個人情報保護委員会によって行政指導をされるという事態となりました。

マイナンバーとひもづけることにより、給付金等を受け取れる公金受取口座登録制度をめぐっては、他人の銀行口座が誤って登録され、口座番号等の情報が他人に見られる状態が多く発生しました。政府は、マイナンバー制度、マイナンバーカードに対する国民の信頼を取り戻せるよう、政府を挙げて総点検と再発防止に取り組むと言っておりますが、不安は取り除かれておりません。

今回の条例改正によって、高浜市独自の何種類もの個人情報がひもづけされることとなります。先日の総括質疑において、今回、全国で起きているひもづけの誤りは高浜市においてはなかったとのことですが、不安が取り除かれていない現状において、本議案には反対とさせていただきます。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（杉浦康憲） 次に、14番、黒川美克議員。

[14番 黒川美克 登壇]

○14番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案について、8月23日付の中日新聞には、課税ミスで85万円損害賠償との見出しで記事が掲載され、市側は土地の課税ミスを認め、追徴税額分を損害賠償として支払うことで地権者と和解したとありました。

当初、私はこの記事を見て、税務当局が課税してはならない土地に課税したいわゆる課税ミスをしたのであれば、地権者に返すのは当然ではないかと思ひ、本議案には賛成の立場でありました。

しかし、福祉文教委員会の議論を傍聴して、原因は課税ミスにより損害賠償に至ったものではなかったということが分かりました。5年間遡及して課税したものの、税務当局は適正に課税処

理をしたということで、新聞報道の見出し及び内容とは全く異なっていることが分かりました。

結論から言いますと、損害賠償とは市に過失があった場合に支払うもので、私は今回の場合、市に全く過失はないので、公金を支出すべきではないと考えます。

その理由としては、今回、地権者に固定資産税等が課税されたのは、市がかかわら美術館駐車場として使用し非課税となっていた土地の一部を高浜市総合サービス株式会社等に転貸し、用途を変更したことが原因であります。市は、この用途変更及び転貸手続において、地権者から書面による了承を得た上で転貸をしており、市が地権者の承諾なく勝手に転貸したものではありません。承諾をした時点で固定資産税を免除するのであれば、地権者は再度固定資産税の減免申請書を提出すべきであったものが、申請がされていないと聞いております。

よって、市に過失はなく、地権者は固定資産税を納付していなかっただけで、課税相当額ということで損害賠償金を支払う理由は全く見当たりません。議員各位にも、このことをよく考えていただきたいと思っております。

私は、減免事由が消滅した時点で変更契約を締結し、借地料を払えばよいだけであると考えます。賠償の原因となった土地で確認申請を提出し、建物を新設することにより収益等の事業をしていた高浜市総合サービス株式会社及び高浜市観光協会が、地権者に支払うべきであると思いません。

その理由として、市が間に入り転貸をしていなかった場合、地権者は高浜市総合サービス株式会社及び高浜市観光協会と土地の賃貸契約を締結します。高浜市総合サービス株式会社等は地権者に賃料を払い、地権者は納税義務者として固定資産税を市に納付します。市は、固定資産税が納付され、税収が入って終わりとなります。

このことから、課税された土地を使用していた高浜市総合サービス株式会社等が地権者へ支払うのが当然のことです。あくまでも、地権者と課税された土地を使用していた高浜市総合サービス株式会社の間で完結させるべき事案であります。

市が高浜市総合サービス株式会社等に代わり地権者に公金で損害賠償を支払うことは、むしろ市に損害を与えることとなります。公金を支出すべきではありません。このことは、重ねて厳しく指摘させていただきます。

次に、そもそも市が公共目的で無料で借りた土地を高浜市総合サービス株式会社へ転貸し、高浜市総合サービス株式会社にコンテナを建てさせ、高浜市観光協会が物販などの収益事業を行う、なぜこのような複雑な仕組みにしたのでしょうか。大いに疑念を抱かざるを得ません。無料の土地の上で収益事業を行うということが通常あり得ますか。収益事業を行うならば、借りた土地の賃料を支払うのは当然のことです。

次に、今回の損害賠償という非常に重たい議案が提出されたことに対して、執行部に2つの改善を求めます。

1つ目は、契約書に地方税法第348条第2項第1号及び第702条の2第2項の規定により、固定資産税及び都市計画税は非課税といった記載はしないこと。早急に役所全体の契約書を総チェックし、改善してください。

2つ目は、今回の原因は市が借りた土地を転貸したことが原因となっています。令和5年度の契約においても、いまだに転貸が継続しており、このことを通して何を学んだのかと疑問を抱かざるを得ません。市が使用する以外の土地は借りるべきではありません。課税等のトラブルの基になる転貸は、早急にやめていただきたい。

加えて、土地を借りる場合の基準、指針を作成し、借地は市が使用する場所以外は借りないとか、借地料については基準も明らかにしていただきたいと思います。そうすれば職員も判断しやすく、トラブルをなくすこともできると思っています。

今回の賠償問題は、市の固定資産税に対する課税について、市民からの信頼を損なうことにつながると思います。

以上、るる申し上げましたが、本件につきましては公金を支出すべきではないこと、及び契約手続の改善を求めまして、反対討論とさせていただきます。

〔14番 黒川美克 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について、反対意見を申し上げます。

市と元市長が借地料無料、固定資産税及び都市計画税の非課税という条件で交わした契約は、あくまでも市がかわら美術館駐車場として使用した場合の条件です。この固定資産税の非課税は、地方税法に規定されているものであり、自治体の裁量が働くものではありません。つまり、市が個人と交わす契約書に記載してはいけないものです。固定資産税を非課税とするかどうかは、現状に基づき決定すべきものであります。まずは、これを指摘しておきます。

次に、当初の契約から僅か5か月後、かわら美術館駐車場から用途変更し、高浜市総合サービス株式会社に転貸しています。そして、高浜市総合サービス株式会社はコンテナハウスを設置し、このコンテナハウスを有償で高浜市観光協会に貸しています。また、高浜市観光協会はそこで物販をするのですが、これらについて土地所有者である元市長は書面をもって覚書という形で了承しております。つまり、土地の用途変更については、土地所有者の元市長の了解の下で行われたということです。当然、元市長は非課税となる当初の利用状況が変更となることを認識していたということです。また、元市長は、この課税に不服の申立てを行っていないことから、元市長はこれに納得して納税したということになります。

そもそも、当該土地を非課税とする契約自体が地方税法に違反する違法な契約といえます。こ

の間の答弁によりますと、この違法な契約、つまり当該土地の固定資産税等を非課税とするという条項に違反し市が課税したことにより、元市長に障害が生じていると市長は考えているようですが、これは誤っています。このような法律に反する契約は、民法90条に定める公序良俗に反するものですから、当然この契約は無効です。従って損害は発生しませんので、賠償金を支払う理由はありません。本件固定資産税等は、地方税法に基づき適正に課税されただけのことです。

次に、契約手続が不自然である点について指摘していきます。

本来、市は必要最小の土地を借地すべきで、市が借りて高浜市総合サービス株式会社に物販目的で転貸するという事は、地方自治法第2条第14項に違反する行為といえます。市は、不必要な契約を交わしたといえるからです。

委員会で私が当該土地の利用実績について質疑を行いました。文化スポーツグループは具体的にどのくらい利用されていたのか答弁していませんし、情報公開でも明らかになっておりません。つまり、元市長の土地は借りる必要がない土地なのです。そして、必要であれば実際に利用する者が適正な形で元市長と賃貸借契約を締結すればよいのです。元市長と高浜市総合サービス株式会社とが直接賃貸借契約を締結していれば、契約当初からコンテナ設置部分の固定資産税等が市の収入として入ってきます。

昨年12月28日に提出された住民監査請求は、これを指摘し、適正に課税することを求めたものでした。ところが、翌年1月18日に課税をしたため、監査請求自体は却下ではなく棄却となりました。

また、福祉文教委員会では、市民部長が、住民監査請求が出たから課税したというのは全く事実ではございませんと答弁しております。しかし、その後、我々はこういう事実を6月中旬ぐらいに把握し、法令の確認、逐条の確認、現場の確認を行いながら丁寧に手続を進めた結果が1月くらいになったと答弁しています。私は、9月議会でこの土地の課税の問題について一般質問しましたが、課税に向けた動きが全くなかったため、やむを得ず12月に住民監査請求を行ったのです。

.....、市民部長はどのような確認にどのくらい時間を費やしたかについては具体的に答弁をされておられません。答弁で時間がかかったと言っているに過ぎません。市の内部で情報連携が行われていれば、1週間もあれば行うことができた手続です。もし本当に6月から手続を始めていたのであれば、賦課まで6か月以上もかかっており、このような仕事の進め方しかできない行政は失格であると言われても仕方ありません。

さらに、付け加えれば、情報公開請求で取り寄せた本年度の契約においても、今回の件を反省することもなく、市がかわら美術館駐車場として借りた土地の一部を高浜市観光協会に転貸する契約が締結されています。なぜ転貸する部分の土地を一度全て市が借り受けなければならない

いのか理解できません。いかにも不自然であり、今回の反省を踏まえれば転貸しするのではなく、元市長と高浜市観光協会とが直接契約すべきです。これは、地方自治法第2条第14項に違反する行為であり、監査委員が厳しく指摘し是正させるべき内容と考えます。

最後に、課税の更正処分は土地所有者の承諾がなくても行われるべきものでありますが、今回は土地所有者までが承諾までしております。また、この課税については、土地所有者は納得の上、納税されているのです。逆に言えば、なぜ課税する側にいたことがあり、地方税法を熟知しているはずの元市長は、自分自身の土地の用途が変更となったことについて当局に申し出なかったのか不思議でなりません。

このように、何の問題もなく課税が行われ、納税されたものにどのような損害が発生しているというのでしょうか。発生してもいない損害を賠償するという議案には賛成できません。

また、市長は持論を福祉文教委員会で長々主張されておりました。その中で、私の発言が失礼な話であるとか曲解であると申ししておりましたが、これこそ失礼な話です。市長は、高浜市総合サービスと高浜市観光協会を高浜市と同列である公共的な団体と誤解されているようですが、全くの別法人であります。高浜市は多くの民間企業に業務を委託しておりますが、民間企業は営利のためにこれらの業務を受託しているわけです。高浜市総合サービスは、観光協会から賃料を得るという収益活動を行っていたわけです。

固定資産税等の課税は、利用実態に即して課税が行われることと地方税法で規定されております。極端な例を出せば、たとえ1円でも賃料が発生していれば非課税とはならないのです。この点、市長の認識は誤っております。

損害賠償というのであれば、違法な行為により他人の権利を侵害して損害を与えた場合に支払うものですが、今回は違法な行為はありません。

このように、誤った認識に基づいて提出された本議案に賛成する理由はないため、反対いたします。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦康憲） 討論の途中ですが、暫時休憩します。再開は11時10分。

午前11時1分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほどの討論について若干疑義が出ましたので、もう一度暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時37分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を再開します。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 先ほどの倉田議員の討論の発言の中で、私、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・、こちらにつきまして取消しを求めます。

その理由につきまして、先般の福祉文教委員会の中での私の質問の中身です。この質問の意図につきましては、市民部長が説明してきたことに対して認識をした中で、把握するのに時間がかかったかということのを改めて確認の質問をしております。ですので、私が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・は一切しておりませんので、その部分について切り取った倉田議員の発言でありましたので、この部分の削除を求めます。

○議長（杉浦康憲） この動議にセコンドされる方は。

〔挙手する者あり〕

○議長（杉浦康憲） セコンドを認めます。

ただいま荒川議員から先ほど今のような動議がありました。休憩中に議事録等を確認させていただきましたが、そちらのほうを、まず議事録のほうを読まさせていただきます。

荒川議員の質問ですが、すみません、中途半端になりますが、「それで、申告書の効力が発生して、平成25年の同年の9月、それから10月に覚書を締結されてるところで、先ほどかなりの質問があったと思いますが、これは市の事業を遂行するに当たってという説明がありました。その中で、全部当局の判断というか、その所管の事項についてちょっと私のほうで確認させていただきたいんですが。これ、かなり課税するまでの年月を経ておりますが、実地調査、現況調査、それぞれ、課税の申出、例えば課税があったとしても本人の申出は必要ないもんですから、その辺、把握するのが非常に時間がかかったというふうに認識しておりますが。こちら、長年の税務当局の調査と判断によって課税されたものであるということを確認したいと思っておりますのでお願いします」と確認しております。

それに対して、税務当局としては、「今、2番議員がおっしゃられたとおり、今回、いろいろ調査等を行いまして、最終的には税務当局として課税に至ったという判断でございます。それから、先ほども答弁させていただいたんですけれども、事務担当の所管である文化スポーツグループと、当時非課税申請書を受け付けた税務グループとの連携が不十分であったところが、年月が空いてしまったところでございます」という質疑答弁がありました。

それに対して、先ほどの倉田議員の討論では、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」となっております。

これは、荒川議員が時間がかかったと認識したものでなく、当局がかかったということだと判断いたしますので、この「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

本補正予算のうち、地域日本語教育推進業務委託料として55万8,000円計上されています。このような予算には賛成できますが、高浜市やきもの里かわら美術館駐車場に係る借地契約に関し、損害賠償として相手方へ支払うことには非常に疑問に思います。

高浜市やきもの里かわら美術館の駐車場として使用する目的で借地料を無償とし、固定資産税及び都市計画税を非課税とする借地契約を締結していた。そして、借地料無償のまま令和5年1月に土地の一部について過去5年度分の固定資産税及び都市計画税を相手方に課税した。それで今回の補正予算となったと思います。

初めから課税して借地料を払うようにしていれば問題なかったのではないかと思います。こうしたことに対し、損害賠償として市民の税金を使うことには反対とするほかありません。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、8番、岡田公作議員。

〔8番 岡田公作 登壇〕

○8番（岡田公作） 議長のお許しをいただきましたので、議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算は、高浜市北部老人憩の家の解体工事に係る予算と、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金が計上されており、必要な経費であります。また、施設改修に伴うバリアフリートイレの改修費も含まれており、引き続き環境整備を含め市民生活の向上に資する予算でありますので、この議案に賛成させていただきます。

〔8番 岡田公作 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、反対の意見を申し上げます。

今回の補正予算では、令和6年4月1日より開設されるお悔やみ窓口に必要な経費が計上されております。このお悔やみ窓口は、私が議員になった平成31年度には西尾市で既に開設されておりましたので、当時から市民グループに対し開設を求めてまいりました。その後、同僚議員が令和4年12月に一般質問を行い、来年度から開設されることとなりました。

私が開設を要望してから、この間、近隣市では全ての自治体で開設され、やっと高浜市でも実現される運びとなりました。そういう意味では、あまりにも時間がかかったと言わざるを得ない状況ですが、今回の開設に関わった職員に対しては評価したいと思います。

ただ、このプロジェクトは、全庁を挙げて全ての部署が協力し、進めていかなければ成功しません。日頃グループ間の横のつながりや協力体制の希薄さを感じる人が多いのですが、真に市民に寄り添ったサービスとなるよう、職員の皆様の今後の活躍に期待をしたいと思います。

次に、地域日本語教育推進業務委託料として55万8,000円が計上されております。現在、委託先である 트레이ディングケア に対し、地域日本語教育推進委託料570万5,000円、多文化共生コミュニティセンター運營業務委託料800万円、多文化情報発信委託料59万4,000円、多文化つながる事業市民予算枠事業補助金100万円、そして使用料及び賃借料244万8,000円と、既に1,774万7,000円の予算が計上されております。

外国から高浜市に居住するという一方で、後から来た子供が来た場合、ビザを取る間その子供が学校に行けないということで、その子らに対する日本語教室のための経費という説明がありました。こうした子供たちへの対応が非常に心配される場所ですが、一体何人こうした子供がいるのかについて質問しましたが、明確な答弁がありませんでした。補正予算の根拠すら明確になっていない予算は、賛成できません。

高浜北部老人憩の家解体工事費663万2,000円が計上されております。もともと、高浜北部老人憩の家は、高浜小学校複合施設たかびあに入る予定でした。ところが、現在、高浜地区にある老人憩の家はどこもたかびあで活動していません。そして、各老人憩の家で利用すると説明があったカラオケ設備も使用していないことから返却してしまったと答弁がありました。

今回、高浜北部老人憩の家の機能は春日庵に移転してきたと答弁がありました。春日庵の機能は当初たかびあに移転させ、建物は民間へ移譲する予定でした。モデル事業でやった高浜小学校への複合化は、明らかに失敗であります。

そして、現在、高浜北部老人憩の家の真横にある旧大山会館は、現在避難所と投票所としてしか利用させてもらえません。なぜ大山会館を憩の家として利用していかないのか、理解に苦しみます。

美術館・図書館管理運營業として1,219万9,000円計上されております。この中に、図書館本館であるかわら美術館のトイレの改修費が含まれております。図書館・美術館条例は令和4年3月議会で可決されていることから、オープンまで1年4か月もあったこととなります。なぜこの間にバリアフリー法に適合するトイレに改修できなかったのでしょうか。7月22日、既にオープンしてから今後、多目的トイレを改修するのは、あまりにも計画がずさんであるとしかねません。

そして、補償金85万7,000円について、先ほど議案第53号でも申し上げましたが、損害賠償をするに値しないものです。令和5年1月18日に、税務グループがかわら美術館の駐車場でありながら高浜市総合サービスに転貸していた部分の固定資産税及び都市計画税を賦課し、土地の地主である元市長が同月納付しております。そして、半年後の7月5日に元市長は吉岡市長に申入

書を提出しております。この時系列で行くと、なぜ3月に5回も弁護士に無償借地しているかわから美術館の土地について相談をしているのでしょうか。また、顧問相談料として定例超過分及び随時として顧問弁護士料とは別に13時間分24万4,750円の支出がありました。そして、この相談の結果を市は明確にしませんでした。

このように、顧問弁護士に相談していることは明らかですし、文化スポーツグループには現在、任期付職員として顧問弁護士とは別に弁護士がいるわけですから、2名の弁護士の見解を明らかにすべきです。明らかにできない理由は何でしょうか。きちんと弁護士の見解を明らかにできないような予算は賛成できません。

また、議案では損害賠償の額としながら、補正予算では補償金として計上されております。地方公共団体歳入歳出科目解説によれば、補償金は地方公共団体の違法な行政活動により生ずる損失の補填とされています。市長は、議案では市の違法行為による損害賠償とし、補正予算では適法な行為により生ずる損失である補償金として支出するという矛盾に満ちた処理をしております。このようないいかげんな補正予算には賛成できるはずがありません。

以上、反対理由といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で市政クラブを代表して討論をさせていただきます。

今回の補正で計上されている高浜北部老人憩の家解体工事費約663万円は、高浜北部老人憩の家が建築後、相当の年数がたっており、地域にある別の公共施設に機能移転したことに伴い、使用しなくなった憩の家の解体作業に係る費用であり、公共施設総合管理計画の着実な推進をしていくためには当然必要な経費であると考えております。

また、地域介護・福祉空間整備等交付金交付事業の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,540万円が計上されています。これらは、非常用自家発電を整備する地域密着型特別養護老人ホーム運営事業者に対し、防災等改修支援として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付するものであり、必要な経費でございます。

また、地域農政総合推進事業の高浜市肥料価格高騰対策支援補助金が計上されております。これらは、農業者に対して肥料コストの上昇分の一部を支援することにより農業経営の影響を緩和するものであり、当然必要な経費であります。

また、先ほどから問題になっております損害賠償金については、行政の手続ミスとのことで、地権者の方に御迷惑をおかけしないように、今後はしっかりと行政事務を進めていただ

たいということを一言申し上げておきます。

以上、全ての事業において必要な経費が適正に計上されていることから、本議案には賛成とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 討論の途中ですが、暫時休憩します。再開は13時。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論の、決算関係について引き続き討論を再開します。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、認定第1号、第2号及び第5号から第8号までにつきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入決算額182億3,935万3,703円、歳出決算額173億7,053万6,944円、対前年度比、歳入が100.3%、歳出が100.7%となっており、実質収支額は8億207万7,759円です。

資本金10億円以上の法人への不均一課税について、法人税割の税率を6.0%から制限税率8.4%にすると、1億円ほどの増収となります。山積する住民要求や政策課題に応えるためにも、ぜひ財源として早急に実施することを求めます。

また、都市計画税については、目的税で0.3%納めています。一方、碧南市は0.25%、西尾市は0.28%で市民の重税負担を軽減しています。高浜市でも、税率引下げを求めます。

2款総務費では、市役所本庁舎借上料が1億6,511万7,526円計上されています。20年のリース料を払った後はどうするのか、15年たってから検討するとのことですが、後のことを決めずに公共施設を建てるということには疑問を感じます。

公共施設の総合計画は変更されていますが、旧施設が1年以上手つかずの施設もあり、改めて今後の計画、高浜市の在り方について考え直す必要があります。

10款教育費では、長く市民に親しまれてきた図書館が、かわら美術館といきいき広場に分散されました。8万冊の本が開架書庫としてありましたが、分散化により合わせても3万冊ほどにしかならず、図書館といえるのか甚だ疑問です。

としよびあについては、駅前に図書コーナーができてありがたいという声があり、場所がいいとは思いますが、やはり2か所に分散されたことによる不便さは拭い切れません。

不登校者対策につきましては、いじめや不登校への対策の委託事業により、各学校の実情に応

じ講師やカウンセラーを呼び、学校ごとに研修を行っているとのことでした。

ただ、それでも年々増加する不登校者数については、数に振り回されることなく目の前の1人を救う、新たな1人を出さないという観点で、校内対策委員会にて今できることが何なのか、常に話し合っている現状とのことでした。目の前の1人を救うのは当たり前のことであり、年々減少していく子供の人数に比べて不登校者数が増加していく、この数に目を向け対策を打たなければ、この増加する不登校者数を減らすことは到底無理であると考えます。

少人数学級を進め、クラスの子供一人一人に目を配ることができるようにすることも、一つの方法であると考えます。

生理用品のトイレへの設置に関しましては、さきの決算委員会の答弁で、生理用品の設置につきましては現在考えておりませんの冷たい一言しかなく、子供たちの立場に立った考えを全く持ち合わせていないことが分かりました。ぜひ、不便に思っている子供たちの気持ちを考え、今後、改めて対応していただきたいと思います。

したがって、認定第1号は反対とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険加入者の現状は、高齢者が増え、さらに定年の非正規雇用者の加入なども増えていきます。そのため、国保は事実上、低所得者でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。

国保加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず保険料は年々上がり、支払いは困難になり、高く払えないとの声が出ています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中で、短期保険者証も令和4年度で世帯数4,749世帯のうち331世帯に発行されています。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。国保の被保険者は、所得の少ない方が多く加入しており、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま、国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。そのため、国庫負担を増やすなどの手立てを取るよう国へ強く要請すべきです。この面では、知事会や市長会なども同じように発言しています。同時に、高浜市独自の施策として、一般会計からの繰入れを増額し、国保加入者の命と健康を保障するよう求めます。

国保に関する観点では、市長は相互扶助の立場に立っていますが、国民健康保険法は第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしており、国保の社会保障の位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきであると考え、反対とさせていただきます。

次に、認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和5年3月末現在の要介護認定者数は1,208名、そして令和4年度の障害者控除対象者認定書の発行数については114件とのことでした。

この障害者控除対象者認定書の認定方法については、昨年度若干見直しをして、近隣市と足並みをそろえた形になり、それ以上変更する予定はないとのことでした。要介護認定者には、申請によらず全てに発行されるべきものであり、近隣市で足並みをそろえるという話ではないものであると考えます。

また、高浜市の介護保険料は近隣5市でも愛知県内でもトップクラスであり、これに関しては上乘せや横出しサービスの制度によりますが、そのうち介護支援系の制度や住宅改修の制度は市の福祉施策で行うことにすれば、引下げは可能であると考えます。よって、反対とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

老人保健制度が始まった1983年、窓口負担を含めた高齢者医療費全体に占める国庫負担の割合は45%でした。それが後期高齢者医療制度の導入後は10%以上引き下げられました。そして、昨年10月から原則1割負担の75歳以上の人の医療費窓口負担に2割負担が導入されました。

厚労省は、これまで国庫負担割合を減らしてきたことには触れず、高齢者、現役世代それぞれの人口動態に対処できる仕組みづくりを論点に上げ、75歳以上の人口の増減分も加味して保険料を決める方向を示しています。ただ、75歳以上の人口は2030年まで増え続ける見込みであり、連続引上げとなることが見込まれます。

医療費は命の綱であり、これを高くしてしまうと安心して医療にかかれなくなる人が出てきます。こうした状況においては、到底賛成できません。

次に、認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について。

単年度で利益が出た分を、公共的必要剰余金として減債積立金、建設改良積立金への積立て、また資本金への組み入れとして処分を行ってきたということでもあります。毎年度未処分利益剰余金が出てきていることを考えれば、この処分方法に水道代への還元ができないとのことであるならば、その翌年度において物価高騰で大変苦しんでいる市民の負担軽減のために水道代の減額を行うべきであったと考えます。そのような対応をしてこなかったことから、反対とさせていただきます。

次に、認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について。

接続率につきまして、平成30年3月30日までに供用開始されたところの接続率は85%で、年々増加してきたとはいえ、5年以上たった現在でも15%はまだ未接続となっています。下水道への接続が経済的に困難な方への対応として、水洗便所改造資金融資のあっせん制度を設け、下水道に切替えの際に発生する費用に対して接続者が金融機関から融資を受け、その融資に係る利子の部分を高浜市が助成するというものでした。

しかし、金融機関から融資を受けることが困難な方においては、この対策でも十分でないと考えます。公共下水道を誰もが利用できるよう、さらなる対応を求め、反対とさせていただきます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、第2号及び第5号から第8号まで、令和4年度の決算認定について、公明党を代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対策が引き続き必要な年となりました。日本の円安は、令和4年10月に一時150円となり、年初に115円前後だったことを見ると急激に円安が進み、ロシアのウクライナ侵攻に伴い原油価格、物価の高騰も起こりました。

そんな中、令和4年度は予算編成に未来を見据えたスタート予算といった方針を掲げ、第6次総合計画の総まとめの年として、また第7次総合計画を策定していく大切な年でした。

認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額は182億3,935万3,703円、歳出総額は173億7,053万6,944円といずれも前年度と比べると増加した決算額となっています。一般財源比率は105.3%で、前年に比べ4.7ポイント増加しており、100を超えるほどゆとりがあるという基準を見ると大変努力されたことが分かります。

歳入の根幹である市税は、主に市民税及び固定資産税の増加により92億8,560万6,749円、前年度と比較して8.3%の増加となっています。

また、市税全体の収納率は97.7%と前年度と比べて0.4ポイント上昇しており、徴収の成果が表れているものと評価します。

今後も、自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

一方、歳出については、市民の要望やニーズに応えながら選択と集中をきちんと判断し、事業を実施されています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯へは、子育て世帯の臨時特別給付金支給事業、子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯分の支給事業、またひとり親以外の世帯分の支給事業、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業並びに愛知県子育て世帯臨時特別給付金支給事業では、子育て世帯へ経済的支援をされました。

特に、新しい命のために出産・子育て応援交付金支給事業では、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図っていただきました。

また、教育分野への投資では、高取小学校の長寿命化改良工事、その工事に伴い高取児童クラブ長寿命化改良工事も行われています。視察をさせていただき、新しいトイレに児童も喜んでると肌で感じることができました。

地域経済の回復や発展のためには、ふるさと応援事業として新規顧客の開拓、新商品開発に力を入れていただきました。また、省エネ設備更新事業では、市内事業者へ省エネ設備への更新費用を補助することで、高騰している電気代等の固定費削減とともに脱炭素を進め、SDGsへ取組をされていることは大変評価いたします。

また、要望させていただいておりましたががん患者への支援では、老人・成人保健事業としてアピアランスケア用品の医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費の補助をすることで心理的・経済的負担を軽減を図り、社会参加を促進することにつながってまいりました。

最後に、令和5年度は第7次高浜市総合計画の始まりの年であります。当市の最重要課題である公共施設、教育、子育て、社会保障費の増加など引き続き厳しい財政状況が続くことが予想されます。将来を見据え、歳入歳出両面から徹底した見直しと経常経費の削減をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。国民健康保険制度は被用者保険に加入できない自営業の方や就業していない方の受皿となるもので、年齢構成が高く低所得の方が多いといった問題や財政運営上の課題がありました。健全な財政運営は、依然として保険者にとって大きな課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響はまだ続いており、医療費の変動や景気の後退など国民健康保険制度を取り巻く課題はより大きなものになると思われまます。また、セーフティネットとしての役割もさらに重要になってまいりますので、国や県とともに健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望し、認定第2号に対する賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、保険給付費の支出済額が29億3,358万円となっており、ほぼ計画どおりとなっております。このことは、各地区で行われている健康体操、健康自生地といった介護予防を重視した施策の成果が現れてきているものと感じます。

少子高齢化社会の進行とともに、介護保険制度自体の安定的な運用が求められてくる中で、将来を見据え取り組まれている点は評価に値するというので、賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入額が増えており、歳入歳出決算額の歳入歳出差引残額を翌年度に繰り越しています。

しかし、収納率に目を向けてみると99.0%となっており、0.3ポイント下がったとはいえここ数年高い水準で推移しております。税務グループと協力して高い収納率を維持されていることは、健全な財政運営や高齢者の方々が安心して医療を受け続けられることにつながってまいりますので、今後も継続していただけるようお願いいたします。

これからも、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密にされ、適正に運営されることを要望し、認定第6号に対する賛成討論といたします。

次に、認定第7号 水道事業会計決算では、有収率は98.07%となっており、施設の効率性を見る数字であり、良好であります。これは、計画的な管路更新事業や漏水防止対策等によるもので、経営努力は評価できるものであります。

今後も、健全経営の継続に努めていただくとともに、安心・安全な水の安定供給をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

次に、認定第8号 下水道事業会計では、15.5ヘクタールの整備が行われ、供用開始区域面積は596.5ヘクタール、普及率は69.0%となっております。

今後についても、引き続き未整備区域の事業推進に努めていただき、都市の健全な発展、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に対する努力を求めたいと思います。

下水道の整備には膨大な費用がかかるため、財源の確保をしっかりと行い、下水道事業経営戦略に基づき計画的に進めていくことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上をもちまして、認定第1号、第2号及び第5号から第8号までの賛成討論とさせていただきます。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 認定第1号につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず、市税収入が対前年度比で7億1,400万円増加しましたが、経営収支比率は94.8%、対前年度比率で1.2ポイント悪化しております。

実質対年度収支については、2億4,000万円の赤字となっております。

基金については、公共施設等整備基金が2億7,000万円で、対前年度末でマイナス1億6,000万円減少となり、財政調整基金も対前年度費マイナス2億円となっております。

現在、小学校の長寿命化改良工事が進められてきておりますが、今後、港小学校、南中学校、高浜中学校と大規模改修が予定され、またごみ焼却施設については今後、現在の施設をそのまま使い続けることは困難であることから、何十億という巨額な経費が必要になってきます。それに加え、超高齢化社会を迎えるに当たり、扶助費は年々大きく増えることは確実であります。

現在、急激な物価高騰により、食品はもとよりガソリンや日用品などありとあらゆるものの値段が上がる中、国民の所得は上がっていないことから、家計は非常に苦しい状態となっております。

これらのことを踏まえますと、いかに税収を少しでも増やし、無駄な支出を減らして市民に対し理解が得られるような税金の使い方をすることが一層求められます。

まず、都市計画税ですが、大清水排水区の雨水排水施設を造るに当たり大きなお金が必要になると御答弁がありました。確かに、八幡町の一部の市民の皆さんは、少し雨が降るだけで浸水の心配をしなくてはならないという声や、車を何台も廃車にしてしまったという話も聞きます。1

日も早くこの事業を進めていただかなければなりません、事業計画及び事業に係る費用を明らかにし、市民に説明が必要であると考えます。

都市計画税は、何度も申し上げますが目的税であることから、充実に当たり市民に納得できる説明が必要ですし、また都市計画事業への充当をしてもなお余るようであれば、税率の引下げの検討をするべきだと思います。

この物価高騰時には、少しでも市民の負担を軽減する必要があります。そして、歳入の面では、議案第53号でも問題になっていますが、かわら美術館第3駐車場はほとんど利用されていないことから、地主にお返しすべきであります。そうすれば、本来入るはずの固定資産税が歳入となります。またシルバー人材センター北駐車場も中央公民館解体に伴い借りている目的がはっきりしなくなっていますので、地主にお返しすべきです。必要のない土地は借りるべきではありません。

次に、歳出では、まず情報公開審査会に諮問されている事件で一番古い事件は令和元年6月10日ということでした。4年経過しています。あり得ません。これは、行政手続条例に違反していることから非常に問題です。情報公開審査会については、毎回厳しい指摘を行っているつもりですが、改善されておられません。

また、今回、個人情報保護審議会において行政不服審査法を知らなかった方が審査員になっていることが分かりました。高浜市では、個人情報保護における情報の公開においても、情報公開における情報の公開においても、あまりにもその姿勢が消極的であり、必要以上にその情報を隠してしまう、いわゆるのり弁だらけで出てくるということが多々あります。まず、審査請求の件数が多いということについて、基本は公開であることを基本に、公開の在り方について他市、とりわけ碧南市を参考に検証すべきではないでしょうか。

まちづくり協議会については、各協議会において積立金がありますが、この積立金は市からの委託料が繰り越されたものです。市からの委託料は単年度で決算を行い、余剰金が出た場合は市に返還をさせるべきです。

また、南部まちづくり協議会については、喫茶店を営んでいるふるふるさんとの契約内容について今後、改めることも含め大幅な見直しが必要であると判断しますので、是正をお願いいたします。

広報については、なぜ町内会の加入者しか配布しないのかいまだ分かりません。特に、近年、加入率が50%を切っている町内会がどんどん出てきております。公平・公正に税金を納めていただいている市民の皆さんに配布すべきです。

入札監視委員会の委員の意見として、高浜市は落札率が非常に高いと御答弁がありましたが、私は非常どころか異常に高いと感じております。また、入札の辞退も多いことから、厳しい調査や対応が必要ではないでしょうか。

顧問弁護士に対し、3月に無償貸借しているかわら美術館駐車場の土地についてとする法律相談に、定例超過分及び随時相談として24万4,750円の支出がありました。13時間もかけたこの相談内容についてお聞きしましたが、守秘義務を理由にお答えになりませんでした。なぜ相談しなければならなかったのか、皆さんの税金を使っていることから、これは答えなければならないことです。

協働推進型の交付金の支出について問題があると思い、監査委員の意見をお聞きしましたが、市が考えられてやられていることで、それ以外にお答えはできませんと代表監査委員が答弁しています。これは、監査委員の職務を放棄するような発言ではないでしょうか。監査委員の職務は、市が行う全ての業務について監査を行うことです。そして、市が行った業務に問題があればそれを指摘し、改善に導くのが監査の仕事ではないでしょうか。契約や事業の執行に対し問題がないのであれば、その理由を述べなければならないと思います。

特に、議会選出の監査委員である長谷川議員は、答弁が一度もありませんでした。5月の臨時議会の監査委員の選任時、市政クラブから財務グループにおいて5年間の経験がある。そして財務グループは数字だけではなく事業の在り方や進め方についても熟知しなければ進められていけない部署であり、予算編成時の査定をする中でこれらの経験をしており、この経験を監査事務に生かしていただけるものと信じておりますとの発言がありました。

そして、長谷川議員は、監査委員に就任した際には、選任された以上、地方自治における監査の職務を深く認識し、厳正にしてかつ公正にその職務に尽力したいと思いますと挨拶があったことから、市長が行う政策の応援団ではなく、行政の監視という監査委員本来の職務を全うし、誠実な答弁をいただきたいと強く願います。

また、 트레이ディングケアに委託料として支出したり交付金として支出したりしていることについても、いま一度精査していただく必要がありますし、 트레이ディングケアが使用している空き店舗については耐震性が確約されていないこと、また新たに公共施設を増やす結果となっていることにもなることから、場所についても検討していただくようお願いいたします。

ふるさと応援事業によるふるさと応援寄附金については、本来の目的を逸脱し返礼品目当ての寄附となってきていることから、国としても今の運用については大幅に変えていただければいけないと思っております。しかし、今の運用が続く以上は、各自治体が力を入れていかないと仕方ありません。

当市が昨年度、6,823万4,903円のマイナスになってしまっていることから、専任職員を配置して返礼品のさらなる発掘、開発に努めなければ、市の収入は減っていく一方になります。

窓口業務委託を高浜市総合サービス株式会社に各グループが委託しております。総合サービス設立当初は、女性や高齢者の雇用場所がなかなかなかったかもしれませんが、時代は変わってきております。また、委託費には消費税がかかることから、人件費部分には10%の消費税がかかっ

ております。これらのことから考えると、総合サービスの役割は終わったのではないのでしょうか。この際、総合サービスへの窓口業務の委託について見直すこと、そして総合サービスの在り方についても見直しを求めます。

そして、随意契約を行うためには、地方自治法で厳しく制限がされております。地方自治法施行令第167条の2第1項のどの号に当てはまるか明らかにし、随意契約が違法ではないとはっきりお答えできないのであれば、その事業については入札を実施しなければなりません。交通防犯維持管理業務委託、高浜エコハウス施設管理業務委託、小・中学校の給食調理業務委託、小学校用務員業務委託についても同様のことがいえます。

また、総合サービスだけではなく、たかはまスポーツクラブとの契約についても、どれも地方自治法施行令の要件に当てはまらないと考えます。

たかはまスポーツクラブに委託しているいきいき広場管理運営事業、マシンスタジオ運営委託料について、委託料の妥当性や契約方法についてお尋ねしたところ、随意契約については先ほど申し上げた地方自治法の第2号の性質又は目的が競争入札に適さないということでしたが、この理由は全く当てはまりません。入札を行えば、委託料3,548万円のように高額にはならないと考えます。

自治体DX推進と言っておきながら、当市では戸籍についてはコンビニ発行ができません。費用の問題でできないのであれば、導入した場合、具体的に費用がどれぐらいかかるのか試算し、説明が必要です。近い将来、デジタル相互の自治体が見られるような環境が整ってくるので、それまではできないといった答弁もありましたが、この近い将来というのはいつのことでしょうか。

同様に、学習支援業務委託料の随意契約についても、その理由が明確ではありませんでした。アスクネットしかできるところがないというのであれば随契理由は成り立ちますが、子供たちとの信頼関係や学習支援の運営のノウハウが蓄積しているというのは具体性に欠けており、法律上の理由として不十分であるといえます。市として、子供たちとの信頼関係や学習支援の運営のノウハウの蓄積が必要であると考えるのであれば、そのような仕様書を作成し公表した上で入札を行えば解決することです。法律制度に基づいて業者とは契約を結ぶべきです。

毎年これも申し上げておりますが、豊田会への補助金として移転新築補助金が20億円のうち昨年度は2億円、そして20億円のうち既に10億円は支払っていることから、残りの10億円に利率0.815を乗じた利息相当分の810万円、経営基盤強化補助金3,000万円、そして病院として機能していない旧分院の固定資産税1,191万7,400円、高浜豊田病院の固定資産税2,710万6,800円、電気料の負担金と選定管理費用が35万2,841円、建物共済保険金5万9,632円、剪定草刈り費用9万6,310円、公共料金実費負担金25万6,531円、借地料418万314円と合計2億8,200万円余りを支出してまいりました。にもかかわらず、診療実績についてはホームページで公表されたものしか答弁できないのは明らかにおかしいと思います。

豊田会は、高浜市の財政援助団体といえますし、特に高浜豊田病院の運営協議会に参加し、また豊田会の理事に市長はなっていることから、市民の税金を使った場合、どのような実績があるのかきちんと答弁できるようにすべきではないでしょうか。

そして、何度も言いますが、旧分院の建物の固定資産税の補填については、現在、病院として使われておらず、公の目的がないのに市が補助していることについては、漫然と補助していることになり、非常に問題であると考えます。

この点についても監査委員に御意見を伺いましたが、全くお答えがありませんでした。

S B P活動は、昨年度、シーホース三河に委託したという答弁がありました。補助金であれば分かるのですが、委託をしたにもかかわらず職員が職務として関わっていると、これは委託の目的が達成できていないものと思います。委託料の減額を求めるべきではないでしょうか。

消防団交付金については、操法練習に参加するための費用であることが答弁で分かりました。操法練習が果たして本当に消防団に必要なものかどうか検討し、操法練習はやめて実際に火事の現場で役立つ訓練に変え、団員の負担軽減を図っているという自治体が県内でもあるとお聞きしています。答弁では、事前に分団ごとに協議していただいて大会に出るかどうかが決めているということでしたが、実際には操法練習はやめたいけれども、団長の鶴の一声で大会に出場することになったという話を同僚議員からも聞いております。こうした事態についても、団員の声を酌み取り改善していただきたいと思います。

高取児童クラブの長寿命化改修工事の坪単価が約86万円ということで、あまりにも高額になっております。実際に視察を行いました、なぜこのように高額になったのかよく分かりませんでした。特に、部屋のほとんどがじゅうたん敷きになっており、抗菌加工されているじゅうたんでもなかったため、ダニアレルギーやほこりアレルギーの児童は利用できません。様々な障がいやアレルギーを抱えている児童もいますので、どの子も利用できる施設にしていきたいと思います。

魅力ある学校づくり事業委託について、内容は日頃の授業質の向上のために講師を呼んで研究しているということで理解できますが、教育委員会が学校に委託をするということに対し理解ができません。今後は、どのような支出が適正であるかしっかり検討し、説明責任が果たせるようお願いいたします。

かわら美術館の用途変更に伴う建築確認申請手続支援業務委託料が2回変更され増額となり、最終的に178万7,500円となっております。2回も変更され費用が増額していれば、入札を行った意味がありません。

また、女性文化センター空調工事についても、令和4年度契約時3,275万円から456万9,400円増額し3,731万9,400円となり、令和3年度分を合わせると合計5,901万9,400円となっていました。これについても、設計当初に分からなかった箇所の工事費用が増えたとお聞きしましたが、456

万円増はあまりにも大きな金額です。何が原因なのかしっかり検証し、あやふやな説明ではなく我々議員が納得できる説明をしていただかなければなりません。

スポーツ施設の指定管理として、たかはまスポーツクラブに指定管理料を支払っております。たかはまスポーツクラブの令和4年度の収支決算状況では、収入が4,400万円で支出が3,600万円ということで、差し引きすると800万円の利益となっています。指定管理業者でかつ非営利団体が800万円の利益を単年度で上げるということは、どういうことなのでしょうか。

また、昨年度も指摘したシティマラソンや学校開放についても、令和4年度も同じ契約で指定管理料に含まれていることに、監査委員は指摘をしなかったのでしょうか。

高浜小学校の学校開放は、指定管理になじまないという判断で委託になっているとお聞きしましたが、ほかの施設についても適正な指定管理契約を結ぶべきです。

以上、主な問題点について指摘しましたが、まだまだ細かい契約や支出内容に問題があるものはたくさんありました。令和4年度は、税込アップにもかかわらず財政調整基金を2年連続取り崩していることから、今後の財政運営が大変心配な状況であります。

美術館複合化計画当初は、民間移譲する予定でありましたが、建物を残し図書館機能を追加しました。昨年度は、観覧した市民1人当たり約5万円の経費がかかっている上、図書館の機能移転により指定管理料が今後年間2,300万円も増えていくこととなります。

その一方で、高校生世代までの入院の医療費すら補助もなく、給食費は県下一高い、就学援助費は両親そろっていた場合、収入額の1.0倍以内でなければ支給しないなど、あまりにも冷たいと言わざるを得ない状況でもあります。

必要などころにはしっかり予算を投入するとともに、あまりにも多い無駄については早急に改善していただきたいと強く要望し、討論を終了いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し賛成討論をさせていただきます。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、昨今の原油価格・物価高騰対策に適切に対応しつつ、喫緊かつ最重要課題である公共施設の更新等の経費、教育・子育て関連経費、社会保障費等の対応など、厳しい財政状況に対し創意工夫を持って取り組んでこられたと感じております。

予算編成では、未来を見据えたスタート予算といった方針を掲げ、コロナ禍における限られた経営資源をより一層効果的、効率的に活用するとともに、各事業の必要性を検討し、未来を見据え、真に必要なものとは何かを再認識し、それを形にしてきたものと理解しております。

まず、認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額が182億3,935万3,703円、歳出総額は173億7,053万6,944円といずれも前年度と比べると増加した決算額となっています。

歳入の根源を占める市税をはじめとした自主財源の割合は歳入全体の62.0%となり、昨年度の57.2%より4.8ポイント上昇していますが、この要因は新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫の補助金が大幅に減少したことが主なものであります。

一方、歳出につきましては、事業の重点化の下、着実に実施されています。

第6次高浜市総合計画の基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、公共施設総合管理計画推進事業として公共施設総合管理計画の見直しを行ったことで、インフラ資産も含めた公共施設の適切な維持更新がされ、安定的な行財政運営が行われていると考えています。

基本目標Ⅱ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、子育て世帯の臨時特別給付金支援事業をはじめ多くの給付事業がありました。この給付事業をしたことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への経済的な支援の一助となりました。

また、出産・子育て応援交付金支給事業では、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産や子育てができる環境を整えるため、経済的な支援となりました。

教育への投資にも力を入れており、高取小学校の長寿命化改良工事や南中学校プールの改修工事などが行われ、学習環境の一層の向上が図られております。

基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、ふるさと応援事業、後期高齢者買い物支援事業やSDGsプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業、省エネ設備更新支援事業として経済対策に取り組み、家計の負担軽減、市内事業者の支援につながっております。

基本目標Ⅳ、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、新型コロナウイルス感染症の対策として、地域医療介護総合確保基金事業や新型コロナウイルス感染症対策推進事業を行ったことで、感染拡大と重症化を防ぐことにつながっています。

また、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰による経済対策として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業及び価格高騰緊急支援給付金支給事業が実施され、家計の負担を軽減する一助となっています。また、がん患者に対する補助もありました。

第6次総合計画に掲げる「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向けて、ただいま申しあげました諸施策を限られた財源の中に盛り込んでいただき、事業の進捗が図られたものと理解しております。

最後になりますが、令和5年度は第7次高浜市総合計画のスタートの年であり、大きな転換期であります。しかし、喫緊かつ最重要課題である公共施設の更新等の経費、教育・子育て関連経

費、社会保障費等の増加が見込まれるため、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想されます。10年先の未来を、将来を見据えた市政運営の根幹である第7次高浜市総合計画を着実に推進していくために、事業の選択と集中を行っていかねばなりません。将来を見据え、徹底した見直し及び経常経費の削減に果敢に臨んでいくことを期待し、賛成討論といたします。

続いて、認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定ですが、国民健康保険制度は、被用者保険に加入できない自営業の方や就業していない方、リタイアされた方の受皿となるもので、年齢構成が高く低所得の方が多いといった問題や、財政運営上の課題がありました。

これらの諸問題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村国保の財政調整の役割を担うようになったことで、国民健康保険事業が安定的に運営されることになったほか、事業の標準化、効率化が進んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響は依然続いており、医療費の変動や景気の後退など、国民健康保険制度を取り巻く課題はより大きなものになると思います。国や県とともに、健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望し、認定第2号に対する賛成とさせていただきます。

続いて、認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、ほぼ計画どおりとなっており、この少子高齢化社会の進行とともに介護保険制度自体の継続した安定的な運用が求められていく中で、本当に支援を要する人が必要なサービスを利用できるようになるために、将来を見据え取り組まれている点は評価に値するというところで、賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入額が増えており、歳入歳出決算の歳入差引残額を翌年度に繰り越しておられます。これは、健全な財政運営や高齢者の方々が安心して医療を受け続けられることにつながってまいりますので、今後も継続していただけるようお願いいたします。

高齢化社会が進展し、医療費の増加が見込まれる中、国民皆保険制度をいかに持続可能なものにしていくかが重要な課題となっています。2025年には、団塊の世代の皆さんが後期高齢者の仲間入りをする中で、後期高齢者医療保険制度は大きな存在となることは間違いありません。

これからも、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密にされ、適正に運営していくことを要望し、認定第6号に対する賛成討論といたします。

次に、認定第7号 水道事業会計決算では、有収率は98.07%で、これは施設の効率性を見る数値であって、とても良好であります。計画的な管路更新事業や浸水防止対策等によるもので、経営努力が評価できます。

今後も、健全経営の継続に努めていただくとともに、安心・安全な水の安定供給をお願いして、

賛成とさせていただきます。

次に、認定第8号 下水道事業会計では、本年度は15.5ヘクタールの整備が行われました。供用開始区域面積は596.5ヘクタールになり、普及率は69.0%で、平成10年の開始から25年ほど経過しています全体計画に占める整備面積の割合はほぼ7割となり、今後についても引き続き未整備区域の事業推進に努めていただき、都市の健全な発展、公衆衛生の向上に寄与していただきたい。また、公共用水域の水質保全に対する努力を求めたいと思います。

こちら、下水道の整備には多くの費用がかかるため、財源の確保をしっかりと行い、下水道事業経営戦略に基づき計画的に進めていかれることをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

以上をもちまして、認定第1号、第2号及び第5号から第8号までの賛成討論とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、請願・陳情の討論に入ります。

最初に、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、小池町の吉村氏、内藤氏を代表者として提出された請願第3号、第4号及び向山町の古鷹氏提出の陳情第12号から陳情第14号について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願について。

今回出された請願書の署名数は、3月に出された署名数より約800筆も上回っております。コロナ禍や物価高騰を通しての子育て世帯の方々の家計の不安、そして若い世帯を応援したいという方々の願いの結果であると思います。

これまで幾度となく申し上げてきましたが、近隣市では既に入院医療費は18歳年度末までに拡大されております。国で一律に実施され、国中のどこに住んでも同じように無料となることが最も望ましいことではありますが、なかなかやらない。そのため、自治体独自で実施せざるを得ない状況となっております。この医療費拡大の流れは広がってきており、近隣市と同様にすることは当然の流れであると考えます。

執行権を持っているのは行政側です。しかし、我々議員は市民の負託を得て議会を構成しています。ゆえに、市民の声を一人一人の議員がしっかりと受け止め、議会として行政側に要望することこそあるべき姿であると考えます。したがって、この請願には賛成いたします。

次に、請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について。

今回出された請願書の署名数は2,577筆、3月に出された署名数1,416筆を1,100筆以上も上回る数となり、学校給食費無償化に対する市民の関心の高さ、子育て世帯の期待の表れであると思います。

今月7日、大府市が3学期、来年1月以降、市立中学校の給食費を恒久的に実施するとの発表がありました。県内では安城市、飛島村、豊根村について4例目となります。

財政が厳しい中、無理に無料化を進めると中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性を心配する声が以前ありました。そうであるならば、刈谷市のように時限的に無償化を実施することも一つの方法ではないかと考えます。

また、財政調整基金の取崩しに関しては、今後の公共施設の長寿命化のために厳しいとの話もありました。そうしたことも分からなくはありません。しかし、必要なのは今後ではなく今であるのではないのでしょうか。物価高騰、ガソリン代の高騰に苦しんでおられる中、4月からの学校給食費の値上がりと子育て世帯の方には追い打ちをかける状況となっております。

一方、高浜市においては、各学校が自校式において温かいおいしい給食を提供していることを考えると、高い給食費は妥当な金額ではないかとの意見がありました。しかし、愛知県内のほかの自治体においても自校式で温かいおいしい給食を提供しているところがあります。それでも、県内トップの高浜市の給食費が果たして妥当な金額であるといえるのか疑問です。

日本共産党として、市民のこの大きな声を否定することは決してできません。したがって、子育て世帯を支援する本請願には賛成いたします。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について。

全て国民は、経済的地位等によって教育上差別されず、等しく教育を受ける機会を与えられなければならないという教育の機会均等の理念に基づき、親の所得にかかわらず子供が安心して自身の将来を考え、自ら学校を選択できるよう、現在の公私格差を是正するため、現在少額である高浜市独自の授業料助成制度を改め、さらなる拡充が必要であり、それを求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について。

年収910万円未満世帯が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べ、私立高校の約半数の家庭には依然として大きな学費負担があります。私学も公教育であり、学費の公私格差是正、教育の公平は重要であり、国の就学支援金制度の拡充は必要であると考えます。

また、公立と同一水準の教育条件確保のために、財政的な不安定な私学に対し私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充することを求める本陳情に賛成します。

次に、陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学で学び、私学は公立高校と同じ公教育の場として大きな役割を担っています。

全ての子供が私立をも自由に選択できることは重要であり、そのために授業料助成と入学金助成の拡充を求める本陳情には賛成します。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（杉浦康憲） 次に、3番、神谷直子議員。

[3番 神谷直子 登壇]

○3番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論を市政クラブを代表してさせていただきます。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願についてですが、本当に困っている人の医療費負担の軽減においては、小児慢性特定疾病医療費助成と高額療養費制度による窓口負担の軽減策のほか、最後のセーフティネットとして医療扶助も制度化されています。

他市との比較を言われる方々もお見えですが、本来、日本中のどのまちでも同じサービスが受けられるべきものだと思います。つまり、国が責任を持って進めていくべき施策であると考えます。

加えて、16歳以上においては、社会人も対象になることも考えていかなければなりません。生産人口は15歳から65歳とされています。子供の医療費の無料化拡大は、子供の健康増進や子育て世帯への経済的負担軽減などに本当に効果があるのか、限られた財源の中でほかの選択肢との費用対効果などしっかりと分析を進め、国で議論していくべきものと判断し、反対とさせていただきます。

続いて、請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願についてですが、給食を作るには施設を造り、人を雇い、食材を買い、調理する行為が必要になります。高浜市では、給食運営事業費、施設や設備等に関する経費として給食全体経費の40%、こちらは光熱水費は別で補助をしております。そして現在、保護者が給食費のうち負担しているのは、子供の口に入る食べ物の食材費のみであります。

この現状を踏まえて考えると、子供の給食費に限っては、一番の貧困家庭は生活保護を受けているので既に給食費の負担はありませんし、生活保護は受けていないけれども、それに準ずるほど所得が低い家庭の方に対しては、準要保護世帯として既に就学援助の措置が取られています。

このような中、子供の給食費を無料化せよという主張は、一番貧しい世帯や次に貧しい世帯のグループではなく、一般家庭として給食費を支払っている世帯を無料にしろということになります。その中には、お金に困っている世帯もあると思いますが、裕福な世帯も含まれています。くくりで全世帯無料にしろというのは、財政的に見ても問題があるのではないのでしょうか。

無料にする分の税金は誰が負担をするのでしょうか。限られた税金なので、所得に関係なく給

食費を無料にしてしまうと、生活の苦しい人からも納めていただいた税金を、裕福でお金に困っていない世帯にも回すこととなります。

確かに、愛知県でも給食の無料化を実施している自治体があるのは承知をしております。財政が厳しい中、無理に無料化を進めれば、中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性もあり得るのではないのでしょうか。

無料化したものを再度有料化すること、廃止が決まった事業を再開することは非常に難しいと考えます。安易な無料化の議論は危険です。物価高騰などで生活が厳しいのは十分理解ができます。安定的な質を維持した給食を提供するためには、保護者の方々にある一定の御負担をいただき、当事者意識を持って小・中学校給食運営事業を見守っていただきたいと考えています。

また、この給食費についても国のほうで検討されているとのこと、そちらも進捗を見守っていくべきだと考えています。よって、請願第4号には反対とさせていただきます。

最後になりますが、この両請願に対して申し上げますが、無料化等の大幅な負担軽減策を導入すると、この見直しを行うことは政治的にも極めて困難になります。助成拡大や無料化による自己負担減は、基本的に後戻りできない選択であることに十分留意をすべきです。政策目的も政策効果も明らかではないまま、給付拡大競争やサービス合戦の結果として安易に拡大している子供医療費無料化や給食費の無料化は、先駆的な事業であるとは現時点では考えられません。

今回は、請願という形で提案されていますが、請願には紹介議員が3人名を連ねておみえでした。また、署名も集められたと聞いています。

しかしながら、その紹介議員の方たちからはほかの議員には何ら相談やお願いはなかったと聞いておりますし、もちろん私にもありませんでした。議員は、1人でも多く自分の考えに賛同する者をつくるのが最も重要な仕事であります。まさに、請願者や署名された方々を裏切る行為ではないかとの声もあります。紹介議員は、議員個人のパフォーマンスと言われても仕方がないと思われまます。

また、委員会で民間医療機関への補助金をやめて給食費に充てるようにすべきとの発言もありましたが、医療と教育をてんびんにかけるようなことは政策でも何でもありません。

高浜市が独自に行う事業は、全て政策があって行われています。市民全体に対する費用対効果やタイミングなど、しっかりと議論して進めるべきことと認識しております。

以上をもって、請願第3号、第4号については反対討論とさせていただきます。

続いて、陳情第12号の反対討論も、こちらも市政クラブを代表してさせていただきます。

この陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求めるという陳情ですが、本当に私立高校と公立高校では私立のほうが施設や学校の方針など独自性があり、充実もしています。部活動とかに関しましても、公立よりも非常に力を注いでくれている教育をされているところもあります。これらの教育に対

する受益者負担ということで、ある一定の保護者の方の負担はやむを得ないというふうに考えています。

県下で見ますと、補助金もやめている自治体もあることも考えますと、高浜市、こういった補助金が出ておりますので、大変評価ができると思います。

2020年から国は、年収590万円未満の授業料を実質無償化を39万6,000円に引き上げられましたし、国による就学支援金の増額分を愛知県でも720万円未満の人が無償化になっています。

したがって、私立高校生に対する高浜市独自の授業料助成制度の拡充は難しいと考えていますので、この陳情は反対をさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、5番、野々山啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、請願第3号、第4号について、公明党を代表して反対の立場で討論をいたします。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願につきまして、医療費無料化の拡大を実現するには、継続的に財源の確保をしていかなければなりません。

先日、9月13日に開催された決算特別委員会におきまして、総務部長より令和4年度の決算評価がありましたが、経営状況を表す大切な基準である実質単年度収支について2億4,000万円余りの赤字、また財政の硬直化を表す経常収支比率は94.9%、対前年度比で1.2ポイント悪化したと御答弁がありました。

現段階で、本市の経営状況を鑑みて、医療費無料化の拡大を実現するには厳しい状況と考えますので、この請願には反対とさせていただきます。

もう1点、請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について。

学校給食の運営については、本市の政策を基に運営されており、保護者の皆様からは食材費に当たる部分を給食費として御負担いただく中で、各学校で自校式において温かくておいしい給食を提供し、生徒・児童の皆様には喜んでいただいていると伺っています。

給食費の無料化を実現するには、年間2億6,000万円余りの財源が必要とも伺っています。保護者の皆様の思いは理解できますが、昨今の物価高等を鑑みると、継続的な財源確保が現実的に厳しい状況と考えますので、この請願には反対とさせていただきます。

以上をもちまして、請願第3号、第4号につきまして反対討論とさせていただきます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時25分。

午後2時16分休憩

午後 2 時25分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決をいたします。

議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のための派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決

算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第12号、陳情第13号及び陳情第14号の審査の過程において趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号、陳情第13号及び陳情第14号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（杉浦康憲） 起立なしであります。よって、陳情第13号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（杉浦康憲） 起立なしであります。よって、陳情第14号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第62号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第62号 工事請負契約の締結についてにつきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

本案は、議案書にある工事請負契約書を締結するに当たり、議会の議決を要することから、上程をさせていただくものです。

1にありますように、契約の目的は吉浜幼稚園長寿命化改修工事です。

参考資料にありますとおり、老朽化対策を図るものであり、工事の概要に示す長寿命化改修、屋根工事、公共下水道接続工事、設備更新工事、空調工事を合わせて整備するものでございます。

2の契約方法は、一般競争入札によるものとなっております。

3の契約金額は、2億4,634万5,000円で、そのうち消費税及び地方消費税相当額は2,239万5,000円となっております。

4の契約の相手方は、愛知県高浜市二池町五丁目5番地7の都築建設工業株式会社で、代表取締役都築実です。

なお、参考資料にありますように、工期は議会の議決を経た日の翌日から令和7年3月15日ま

でで、本工事の入札参加者は都築建設工業株式会社1社です。

議案第62号の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 当初、入札不調だったということなんですけれども、当時の市の積算金額、それから、それから多分積算を見直したと思いますので、見直したときの積算金額、及び今回1社しか入札がなかったということなので、非常にちょっと残念に思うんですけれども、落札率についてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、当初の予算額でございますが、2億1,400万円で、補正によって2億5,734万5,000円に4,300万円ほど上がっております。

落札率につきましては、95.7%に当たります。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 市の積算を見直したということなんですけれども、多分物価高騰とかそういうところが反映されていなかった、どういう、ちょっとそのあたりの理由についてうんと細かく説明いただきたいのと、結局見直した部分についてはどのような部分をどのように、金額的にどれくらい見直したのか御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、予算額に対しての御質問ということでお答えいたします。

まず、落札しなかった要因は2つあるということで、急激な建設物価の上昇があったこと。もう一つは、令和4年度に設計し、当初予算に計上した工事費が10月時点の暫定的な算定額であったということが該当するものでございます。

それに伴い、金額的に物価上昇分を考慮する上で、いわゆる設計の見直しを行いました。それによって、リズム室のエアコン等を、前回は御説明させていただいたんですけれども、外すような形で金額の引下げを設計したんですけれども、それが金額の上昇率に応じ得ずに不調に至ったというような中で、今回そのエアコンの部分も、実際に冬場に灯油等を保育士さんが持って上がるというのなかなか大変なこともありますので、単価につきましても令和5年度の単価に見直した形と、エアコン等もまた新たに追加した形で上程をさせていただいているものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号 工事請負契約の締結について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

[11番 鈴木勝彦 登壇]

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不

可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ還元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日。

高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしく願いいたします。

以上であります。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長挨拶。  
市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） お疲れさまでございました。

令和5年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る8月30日から本日の27日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案14件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。御審議の過程でいただきました前向きな御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

残暑は厳しいものの、朝晩は幾分か和らぎ、秋の気配も感じる季節となりました。実りの秋とも形容されますが、高浜市においては特産品であるジャンボ落花生の収穫が本格化しております。

また、次の土曜日、日曜日には春日神社でおまんこ祭り、その翌週には吉浜の八幡社、神明社でおまんこ祭り及び射放弓が開催されるなど、市内の各所で行事が予定をされております。議員の皆様におかれましても、各種の行事に際し、市民の皆様と接する機会が一層増えることと存じます。

一方で、新型コロナウイルス感染症については、感染法上の5類に移行してから5か月がたとうとしていますが、県における定点当たりの感染報告者数を見ると8月にかけて増加の傾向を示し、現在はおおむね横ばいの状況でございます。また、今月14日には県において季節性インフルエンザの流行入りが発表されました。この時期の流行入りは、統計の残る平成11年度以来初のことでございます。

市では、今月20日から新型コロナウイルスワクチンの令和5年度秋接種を開始いたしました。ワクチン接種、マスク着用、手洗い、うがい等の場面に応じた感染対策で、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の防止に御協力の上、市民の皆様の活動を御支援いただければと存じます。

最後に、議員の皆様におかれましては、市政発展のため、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和5年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る8月30日の開会以来、本日まで29日間の長期間にわたり、議員各位には終始熱心に御審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

9月定例会では、補正予算のほかに決算認定という大きな議案がありました。2期以上の議員におかれましては、1年前の予算案として審議した施策がどのように執行され進んでいるのか、そういったことを気づきながらの認定もあったのではないのでしょうか。1期の方におかれましては、予算を経ずに決算認定ということは、難しい対応が求められたのではないかと思います。このような経験を積んでいただき、意見の差異はありますが、市民に負託された議員として、議会の一員として、住民サービス向上と一緒に歩んでいただければと思います。

当局におかれましても、厳しい財政状況ではありますが、さらなる住民サービスの向上に努めていただければと思います。

それでは、これもちまして全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対して厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午後2時51分閉会

---